

「令和6年 能登半島地震義援金」のご協力について（お願い）

令和6年1月1日発生の「令和6年 能登半島地震」による被災地の皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられました方に哀悼の意を表します。

多治見商工会議所では、大地震で被害を受けられた被災地を支援するため、「令和6年 能登半島地震義援金」を募集いたします。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。

ご賛同いただける場合は、別紙申込書に記載の上、下記口座へお振込み下さいますようお願い申し上げます。なお、ご協力いただきました義援金は、日本赤十字社を通して被災地へ届けます。

募金額

1口 1,000円以上

申込方法

右記申し込み用 QR コードを読み取り、必要情報をご入力いただきお申込みいただくか、別紙にて FAX 送信してお申し込みください。



募集期間

2024年2月1日～2024年3月31日

振込口座銀行名

東濃信用金庫本店	普通預金	口座番号：1396038
十六銀行多治見支店	普通預金	口座番号：1855619
大垣共立銀行多治見支店	普通預金	口座番号：574002

口座名義：令和6年 能登半島地震義援金 多治見商工会議所

※別途、振込み手数料がかかります。

◆税法上の取り扱い◆

個人：「特定寄附金」に該当し、**寄附金控除の対象**となります。

法人：「国又は地方公共団体に対する寄附金」、「指定寄附金」に該当し、支出額の**全額が損金の額に算入**されます。

◆受領書について◆

金融機関の振込時の**利用明細票**は、受領証の代わりとなり、「免税証明書」として寄附金控除申請の際にご利用いただけます。この場合における確定申告手続きの際は、**義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類**（義援金募集要綱など）の添付などが必要になります。

<受領証の代用となるもの>

【銀行から】（窓口・ATM）ご利用明細票

（インターネットバンキング）確認画面を印刷したもの

ただし、受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者名、②寄付日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られます。

◆「振込の際の利用明細票」を紛失された場合◆

利用明細書を紛失した場合は、お手数ですが下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】多治見商工会議所 総務課 0572-25-5000

多治見商工会議所 総務課 行
FAX 22-6100

令和6年 能登半島地震義援金 申込書

令和6年 月 日

趣旨に賛同し、下記金額を寄付したく申し込みます。

1. 金 額 _____ 円

2. 振込予定日 _____ 年 月 日

3. 振込先金融機関 東濃信用金庫 十六銀行 大垣共立銀行
(振込先金融機関をお知らせください。)

<貴社ご連絡先>

貴社名	
代表者名	
ご担当部署・ご担当者名	
ご住所	〒
TEL / FAX	TEL FAX
e-mail	

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報は、各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。